

令和4年度第9回広島市情報公開・個人情報保護審査会 専門部会 議事録

1 開催日時

令和5年3月6日（月）午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所

公文書館研修・会議室（大手町平和ビル8階）

3 出席者

(1) 委員（6名）

田邊誠委員（部会長）、片木晴彦委員（部会長職務代理者）、ジョージ・R・ハラダ委員、日山恵美委員、福永実委員、松田健之介委員

(2) 事務局（3名）

企画総務局 主幹（事）主任、主事2名

4 議題

本市の個人情報保護制度の見直し等の対応について

- (1) 広島市個人情報の保護に関する法律施行条例の解釈及び運用基準
- (2) 広島市長における個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準
- (3) 広島市情報公開条例の解釈及び運用基準
- (4) 広島市長における広島市情報公開条例に基づく処分に係る審査基準

5 公開・非公開の別

公開

6 傍聴人

0名

7 会議資料

- (1) 議事次第
- (2) 広島市個人情報の保護に関する法律施行条例の解釈及び運用基準
- (3) 広島市長における個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準
- (4) 広島市情報公開条例の解釈及び運用基準
- (5) 広島市長における広島市情報公開条例に基づく処分に係る審査基準

8 議事概要

それぞれの解釈及び運用基準並びに審査基準について、事務局が説明し、その後、

意見交換が行われた。

(1) 広島市個人情報の保護に関する法律施行条例の解釈及び運用基準

〔松田委員〕 開示に係るコピー代等の費用は、手数料として徴収するのか。

〔事務局〕 そうである。開示の実施に要する実費相当額を手数料として徴収する。

(2) 広島市長における個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準

〔福永委員〕 第1の2(6)について、事前に確認した際は、「開示請求について」など、何か対象に関する用法が入った方が良くと思ったが、そのような限定を入れない方が、広く使えて都合がいい。

〔田邊委員〕 では、この箇所は現状維持とする。

〔福永委員〕 第3の2(1)エについて、(ア)及び(イ)のみでは限定し過ぎていると考える。

〔田邊委員〕 その意見を踏まえると「次に該当するもののほか、当該情報の性質及び内容に照らし、具体的事例において個人識別の可能性をもたらすような情報をいう」が妥当と思われる。そのように修正した方が良い。

〔事務局〕 承知した。

〔松田委員〕 第3の4について、法第78条第1項第4号は「行政機関の長」となっており、広島市には適用がないのではないかと。また、第3の5について、法第78条第1項第5号は「都道府県の機関に限る」と限定しており、広島市には適用がないのではないかと。

〔事務局〕 御指摘のとおりである。

〔田邊委員〕 では、第3の4及び第3の5は削るように。

〔事務局〕 承知した。

(3) 広島市情報公開条例の解釈及び運用基準

〔片木委員〕 第7条第1号イに「本人が同意していると認められる情報」が残っているのが気になる。行政機関の保有する情報の公開に関する法律にはそのような規定は存在しない。

〔事務局〕 議案校了日当日まで、第7条第1号イは落とす方針であったが、結果的に残すこととなってしまった。

〔田邊委員〕 同号アの「慣行として…」で読めると考える。この度はこのような形になってしまったが、同号イは落とすべきであるというのが審査会の意見である。

〔松田委員〕 形式的なことであるが、別表第5と別表第6の「大分類」「小分類」の欄の記載の仕方は、どちらかに統一した方が良い。

〔事務局〕 承知した。

〔松田委員〕 第7条第1号イ「本人」に定義はいらぬのか。改正個人情報保護法では、第2条第4項に「本人」の定義が置かれている。現時点では条例で書けないのであれば、解釈及び運用基準の中で説明する等整理が必要である。

〔片木委員〕 第7条第1号イの「本人」は自然人のみか、法人も入るのか。

〔事務局〕 同号柱書に「個人に関する情報…であって」とあることからすると、自然人のみと思われる。

〔松田委員〕 同号エに「当該個人」とあることから、「本人」は自然人であると思

われる。本来、同号イの「本人」も「当該個人」とすべきだったように思う。

〔田邊委員〕 解釈及び運用基準において、同号イの「本人」は当該個人をいう旨を記載した方が良い。

〔事務局〕 承知した。

〔福永委員〕 適用除外事項判断基準の第4号について、もう少し運用面について詳細に記載できないか。

〔田邊委員〕 「広島市における個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準」第3の5が参考になりそうである。

〔事務局〕 別表には既に具体例を示している。

〔田邊委員〕 適用除外事項判断基準の第4号について、それらを参考にもう少し説明を加えた方が分かりやすい。

〔事務局〕 承知した。

〔日山委員〕 別表第4号の「情報の具体的内容の例示」のうち、「公にすることにより、犯罪の被疑者、被害者、参考人、通報者等が特定され、その結果、これらの人々の生命若しくは身体に危害が加えられ、又はその地位若しくは正常な生活が脅かされることになるおそれがある情報」及び「公にすることにより、特定の個人の行動予定、家屋の構造等が明らかにされ、その結果、これらの人々が犯罪の被害者となるおそれがある情報」については、個人を特定できるものであるため、第1号で処理すべきように思える。「広島市における個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準」第3の5(6)ウのように「犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれ」に重きを置いたという整理であれば理解できなくもない。

〔田邊委員〕 「広島市における個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準」第3の5(6)ア～エをそのまま別表第4号の「情報の具体的内容の例示」に記載すればいいように思う。検討すること。

〔事務局〕 承知した。

(4) 広島市長における広島市情報公開条例に基づく処分に係る審査基準

〔松田委員〕 形式的なことであるが、第1において「【解説】」とすべき箇所が「【解釈及び運用】」となっている。

〔事務局〕 修正する。